

現場代理人及び配置技術者等の 雇用関係を確認する書類 Q&A

Q 1

Q: 個人事業者の場合、雇用者の必要書類はどのようなものですか？

A: 雇用保険で確認できます。
ただし、家族従業者は、⑥⑦。(家族従業者は雇用保険に加入できないため。)
常時雇用者については労働保険(労災・雇用)に加入する義務があります。

Q 2

Q: 法人事業者の場合、雇用者の必要書類はどのようなものですか？

A: 社会保険で確認できます。
ただし、5人未満の事業所については、社会保険加入の適用外なので、個人事業者と同様の書類で確認できます。

Q 3

Q: 65歳以上の雇用者は雇用保険適用外ですが、どうすればよいですか？

A: 個人事業者の場合は、⑥確定申告書の写しか⑦源泉徴収票で確認できます。
法人事業者の場合は、②社会保険で確認できます。
ただし、5人未満の事業所については、社会保険加入の適用外なので、個人事業者と同様の書類で確認できます。
ただし、どちらの場合も65歳以前から継続して雇用されている場合は、雇用保険に加入することができます。
尚、詳細については、ハローワークで問い合わせ下さい。

Q 4

Q: 75歳以上の雇用者は、どうすればよいですか？

A: 後期高齢者医療被保険者証では確認できませんので、⑥確定申告書の写し、もしくは⑦源泉徴収票で確認。

Q 5

Q:⑤監理技術者資格証の代わりに、各工事の資格証ではだめですか？

A:必要書類に該当しないので認められません。

Q 6

Q:⑤監理技術者資格証には以前の会社名が乗っているのですが、どうすればよいですか？

A:変更は可能です。
変更後の会社名は資格証の裏に記載されます。

Q 7

Q:雇用保険に入ろうと考えていたが、雇用者が拒否しているため加入せず、雇用保険の書類が提出できません。

A:必要書類が提出できない場合は、認められません。
たとえ雇用者が拒否していても、事業者が入ることは可能です。
詳細については、ハローワークで問い合わせ下さい。